
不正行為に対する受験禁止の措置

建設業法施行令の規定に基づき、不正の手段による受験については、合格の取消し又はその受験を禁止することとなります。その処分を受けた者は、3年以内の期間を定めて受験を禁止されることがあります。

合格基準について

合格基準につきましては、[こちらを](#)ご確認ください。

技術検定試験の個人の成績の通知について

不合格者に対して不合格通知書にて成績を通知いたします。

通知の内容につきましては、本財団ホームページにてご確認ください。

※通知した成績に係る問い合わせにはお答えできません。

※合格者については成績の通知は行いません。また問い合わせにもお答えできません。

住所・氏名・本籍・受験地の変更(訂正)手続き

申込書を送付後、書類送付先住所、氏名、本籍、受験地の変更がある場合は、最終ページの「住所・氏名・本籍・受験地変更(訂正)届」をコピーして必要事項をご記入のうえ、簡易書留郵便またはFAX (03-5473-4597) で本財団に送付してください。

(FAXの場合は、必ず本財団に着信の確認をしてください。TEL:03-5473-1581)

※お電話の際は、おかけ間違いのないようお願いいたします。

注1 氏名変更の場合

変更届に戸籍抄本を添付し簡易書留郵便で送付してください。

注2 住所変更をする場合

書類送付先として設定してある住所を変更したい時のみ必要です。(勤務先等を書類送付先に行っている場合で、自宅を転居した時等は届出不要)

注3 受験地を変更する場合

受験地変更届を試験日の10日前(必着)までに、簡易書留郵便またはFAX (03-5473-4597) で申請してください。変更を認めた方には「受験地変更許可書」を送付しますので、指定された会場で受験してください。

なお、試験日の5日前までに受験地変更許可書が届かない場合は、速やかに本財団までご連絡ください。連絡がない場合は、欠席扱いとなりますので、ご注意ください。

注4 第一次検定で受験地変更をした方の第二次検定の受験地は、第一次検定申込時の試験地に戻ります。第二次検定の受験地も変更する場合は、改めて「住所・氏名・本籍・受験地変更(訂正)届」を提出してください。